

福岡市緑の基本計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「福岡市緑の基本計画検討委員会」(以下、「委員会」という。)の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員会の議事)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について委員から参考となる意見を収集する。

- (1) 福岡市緑の基本計画(都市緑地法第4条に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画)の改定に関する事項
- (2) その他、委員長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員は、専門的な知識又は経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の補欠)

第4条 委員に欠員が生じた場合、その他委員長が必要と認めるときは、市長は新たな委員を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選定する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、市長が必要と認めるときに招集し、事務局が会議の進行にあたる。

- 3 市長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福岡市住宅都市局公園部政策課に置く。

- 2 事務局長は、福岡市住宅都市局公園部政策課長をもって充てる。
- 3 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(情報公開)

第8条 委員会は、原則として公開とする。ただし、特定の法人又は個人の情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(以下「非公開情報」という。)に触れる等、委員会を非公開とすべきであると市長が認めるときは、委員会を非公開とすることができる。

2 議事録については、委員会の議題又は論点ごとの経過を明らかにした要点筆記とし、前項で規定する非公開情報を除き、公開する。

3 委員会の傍聴に係る手続その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(任期)

第9条 委員の任期は、令和7年10月31日までとする。

(秘密を守る義務)

第10条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。